

おきぎん Smart 利用規定

「おきぎん Smart」（以下、本サービスといいます）は、株式会社沖縄銀行（以下、当行といいます）が定めるこの利用規定（これに関連する規定・通知等を含み、以下、本規定といいます）に従い提供されます。お客さまは本サービスを、本規定に同意した上で利用するものとします。

第1条 用語の定義

1. 「本アプリ」とは、利用者が本サービスを利用するために当行が利用者に提供するアプリケーション及び関連ソフトウェアをいいます。
2. 「プロフィール」とは、本サービスにおいて利用者が名前、送金用カナ氏名を登録する為の機能をいいます。
3. 「お財布」とは、本サービスにおいて預金、融資及び投資信託に関する情報を表示する機能をいいます。
4. 「ご預金」とは、本サービスにおいて利用者が登録することのできる当行に開設された利用者名義の普通預金（総合口座普通預金を含む）、定期預金及び貯蓄預金等のうち、利用者が登録したものをいいます。
5. 「お借入」とは、本サービスにおいて利用者が登録することのできる当行と契約された利用者名義の融資（カードローンを含む）をいいます。
6. 「投資信託」とは、本サービスにおいて利用者が登録することのできる当行に開設された利用者名義の口座で保有する投資信託のうち、利用者が登録したものをいいます。
7. 「お友達」とは、利用者が本アプリ内で「お友達追加」を行うことによって登録される当行の口座を保有する他者をいいます。
8. 「送金」とは、本サービスにおいて利用者が当該利用者の口座間で資金の振替を行うこと及びお友達または利用者が口座番号を入力した先へ送金を行うことをいいます。
9. 「情報」とは、本アプリに掲載される情報（文章・画像・映像・プログラム・データ等を含むがこれらに限られません。）をいいます。
10. 「パスコード」とは、本アプリのログイン時や送金時に利用者を認証することを目的に、利用者によって登録される4桁の符号をいいます。
11. 「QRID」とは、お友達追加を行うために発効されるQRコードに付随する符号をいいます。
12. 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する個人をいいます。
13. 「おきぎん Smart 利用契約」とは、利用者が本サービスを利用するに際し、利用者と当行との間に発生する本サービスの利用に関する契約関係をいいます。
14. 「利用者」とは、本規定に同意した上、当行とおきぎん Smart 利用契約を締結した個人をいいます。おきぎん Smart 利用契約を行わない場合には、本サービスを利用できません。
15. 「利用者登録」とは、利用希望者が、本規定に規定する方法に従い、本アプリに必要事項を入力すること等によって、本サービスの利用を申請することをいいます。

16. 「利用者登録情報」とは、利用希望者及び利用者が利用者登録時に登録した当行が定める情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加又は変更を行った場合の当該情報をいいます。
17. 「暗証番号等」とは、パスコード、キャッシュカードの暗証番号、口座番号等をいいます。
18. 「JCB デビットカード」とは、当行が発行する「おきぎん JCB デビットカード」をいいます。
19. 「JCB クレジットカード」とは、株式会社おきぎんジェーシービーが発行する「おきぎん JCB クレジットカード」（当行が発行するキャッシュカードの機能を含むクレジットカード）をいいます。
20. 「おきぎん Web 投信」とは、本アプリを經由し、投資信託口座開設、NISA 口座開設、各種投資信託取引（購入・解約、定時定額購入予約等）、各種照会（損益状況等）が行えるサービスをいいます。
21. 「PayB」とはビリングシステム株式会社が提供しているスマートフォン決済アプリをいいます。
22. 「おきぎん Smart ローン」とは、借入・返済に関する申込からご利用までのお手続きが本アプリ上で完結するサービスをいいます。

第2条 本規定の適用範囲

本規定は、本アプリ及び本サービスの利用に関し、当行及び利用者に対して適用されます。当行が本アプリに個別規定又は追加規定を掲載する場合、それらは本規定の一部を構成するものとし、利用者は当該個別規定及び追加規定も遵守するものとします。当該個別規定又は追加規定が本規定と抵触する場合には、当該個別規定又は追加規定が優先するものとし、その限りにおいて本規定は変更されたものとします。本アプリからリンクされた他のサイトについては、そのサイトの利用規定等に同意のうえ、それに従ってご利用ください。

第3条 使用権の許諾

当行は、利用者に対し、本規定に規定された条件の下で、非独占的に利用者のスマートフォン等、本アプリに対応した携帯端末機器（以下、携帯端末といいます）に、本アプリをダウンロードして使用することを許諾するものとします。本アプリは、利用者が個人で使用する目的でのみ利用することができます。

第4条 本サービスの内容

1. 本サービスの内容は以下のとおりとします。但し、当行は、当行の裁量により、利用者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
 - (1) 利用者が、プロフィールに利用者登録情報を登録すること。
 - (2) 利用者が、パスコードに加えて、携帯端末に指紋認証または顔認証等の生体認証を登録し、ログイン時に利用できるよう設定すること（ただし、携帯端末等の種類によっては利用できないことがあります）。

- (3) 利用者が、ログイン後の画面を「お財布」または「お知らせ」のいずれかから選択し、当該画面を表示させること。
- (4) 当行が、利用者の預金残高及び入出金明細（最大 13 ヶ月分）等を「お財布」に表示させること。
- (5) 利用者が、「お財布」に口座登録（口座管理）を行うこと（利用者による店番、口座番号、キャッシュカード暗証番号等の入力及び当行宛の送信が必要となります）。
- (6) 利用者が当行宛に送信した項目が、当行に登録されている利用者の所定の項目と一致した場合に、当行に届出されている携帯電話番号にワンタイムパスワード（認証コード）を送信し、本アプリに当該ワンタイムパスワード（認証コード）を入力することで、利用申込または口座登録があったものとみなし受け付けること。
- (7) 当行が 90 日毎に、利用者がパスコードを用いて本アプリにログインする際に利用者以外の第三者による本アプリの利用を防止するため、口座番号、キャッシュカードの暗証番号、携帯電話番号へ送信するワンタイムパスワード（認証コード）等の確認による認証手続きを行うこと。
- (8) 当行が、利用者の融資残高、返済条件、証書貸付の返済予定明細（最大 13 ヶ月分）及び返済履歴（最大 12 ヶ月分）、カードローンの利用明細（最大 13 ヶ月分）等を「お財布」に表示させること。
- (9) 当行が、利用者が当行を通じて保有している旨を把握している投資信託に関して、その時価評価額、購入額、分配金等の受取額、運用損益の状況等を「お財布」に表示させること。
- (10) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録した口座間で、1 日 300 万円を上限に資金の振替を行うこと（貸越状態からの振替も可能）。
- なお、誤入力があったとしても、これによって生じた損害について当行は責任を負わず、また、資金の振替に関する領収書の発行や組戻し（操作の取消し）は不可とします。
- ※ただし、送金限度額を設定している場合は設定限度額が上限となります。
- (11) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録した口座から「お友達」の口座または利用者が口座番号を入力する口座へ送金を行うこと（貸越状態からの送金も可能）。
- なお、1 日あたりの上限額は、当行宛、他金融機関宛ともに、それぞれ 300 万円とします。
- また、誤入力があったとしても、これによって生じた損害について当行は責任を負わず、送金に関する領収書の発行や組戻し（操作の取消し）は不可とします。
- ※ただし、送金限度額を設定している場合は設定限度額が上限となります。
- (12) 前項の履歴及び内容を、最大 13 ヶ月分表示すること。
- (13) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録した財形預金口座から登録済みの普通預金口座へ振替を行うこと（一般財形預金のみ対象）。

なお、誤入力があったとしても、これによって生じた損害について当行は責任を負わず、払出に伴う利息計算書の発行や払出操作の取消しは不可とします。

- (14) 利用者が、「おきぎんポイントサービス Oh!得倶楽部」利用規定に同意の上、当該サービスの申込みを行うこと。
 - (15) 利用者が、「おきぎんポイントサービス Oh!得倶楽部」の内容（ポイント数、ポイントの対象となっている取引内容等）を確認すること。
 - (16) 利用者が、「通帳不発行普通預金特約」に同意の上、当該利用者が保有する普通預金口座を通帳不発行口座へと切り替えること。
 - (17) 利用者が、「情報」を閲覧すること。
 - (18) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が保有する所定の住宅ローンの一部繰上返済の手続きを行うこと。
 - (19) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録した口座から、本アプリで募金受入を行う団体への募金として、送金を行うこと。なお、誤入力があったとしても、これによって生じた損害について当行は責任を負わず、また、募金に関する領収書の発行や組戻し（操作の取消し）は不可とします。
 - (20) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、無通帳の普通預金口座を開設すること。
 - (21) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当行が取り扱うローンの仮申込みまたは申込みを行うための Web サイトへ表示画面を遷移させること。
 - (22) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当行所定の方法により、当行に登録されている利用者登録情報の変更を行うこと。
 - (23) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録済みの口座、かつおきぎん証券株式会社に登録済みの口座からおきぎん証券株式会社の指定する口座へ、1 回 2 億円を上限におきぎん証券株式会社が提供する金融商品の購入に伴う送金を行うこと（貸越状態からの送金は不可）。
- おきぎん証券株式会社が証券口座開設後、通常、1～2 営業日後に可能となります。
- なお、誤入力があったとしても、これによって生じた損害について当行は責任を負わず、また、送金に関する領収書の発行や組戻し（操作の取消し）は不可とします。
- (24) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、前号における送金のうち 10 万円超のものを行う場合、利用者の携帯電話番号へ送信するワンタイムパスワード（認証コード）の確認により認証を行うこと。
 - (25) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当行が提供するアプリ「OKI Pay」の利用状況に応じて、利用者が「OKI Pay」に設定している普通預金口座にキャッシュバックを行う設定を行うこと。

- (26) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当行が提供するアプリ「OKI Pay」の利用状況に応じて、iBank マーケティング株式会社（以下、iBank といたします）が提供するアプリ「Wallet+」内で「マイコイン」が付与されるよう設定を行うこと。
- (27) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、本アプリに登録済みのカードローンからの借入及び返済の手続きを行うこと。
- (28) 利用者が、JCB デビットカードの申込みを行うこと。
- (29) 利用者が、JCB クレジットカードの申込みを行うこと。
- (30) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、「おきぎん Web 投信」サービスの各種お取引を行うこと。
- (31) 利用者がメニューから遷移し、PayB アプリを利用すること。
- (32) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、「おきぎん Smart ローン」サービスのお取引を行うこと。

2. 本サービスの利用環境は日本国内に限定し、本サービスを利用することができる時間帯は以下のとおりとします。

月曜日 0 : 15～23 : 55

火曜日～土曜日 0 : 05～23 : 55

日曜日 0 : 05～23 : 45

※但し、2月、5月、8月、11月の第3日曜日は22:00～30:00（翌日 6:00）までご利用いただけません。

※ 他金融機関宛の送金については以下のとおりとします。

平日・土日・祝祭日 8 : 00～21 : 55

※ おきぎん証券株式会社宛の金融商品の購入に伴う送金については、以下のとおりとします。

平日 9 : 00～15 : 00

※ 「おきぎん Web 投信」サービスは、以下システムメンテナンス時間はご利用いただけません。

<サービス停止時間>

・投資信託口座開設

第2日曜日 0:00～6:00

・投資信託取引

毎営業日 5:00～5:10

月～土曜日 23:50～24:10(翌日 0:10)

毎週日曜日 21:55～30:05(翌日 6:05)

第2土曜日 21:00～31:00(翌日 7:00)

第2日曜日 0:00～6:00

※ 一般財形預金の払出については以下のとおりとします。(土日・祝祭日はご利用いただけません)

月曜日 0:15～23:55

火曜日～金曜日 0:05～23:55

※但し、2月、5月、8月、11月の第3日曜日は22:00～30:00(翌日 6:00)までご利用いただけません。

3. 本規定に定めのない事項は、普通預金規定及びその他の関連する規定により取り扱います。

第5条 サービス利用料及び手数料

1. 本アプリ利用料

本アプリの利用料は無料とします。

2. 送金手数料

以下の手数料が発生します。なお、手数料は送金時に送金元口座より引落しします。

送金先	3万円未満	3万円以上
当行(同一店内)	無料	無料
当行(他店)	無料	110円
他金融機関	270円	440円

※ 表示価格は消費税(10%)を含みます。

※ 「ランチ・イン・ランチ」形式の店舗間は「同一店内」扱いとします。

※ ポイントサービスのステージが「ステップステージ」「ジャンプステージ」の場合は、当行宛は一律無料とします。

※ 送金元口座が美ら島支店の口座の場合は、当行宛は一律無料、他金融機関宛は一律220円とします。

※ 送金元口座がおきぎん証券株式会社へ届出ている口座の場合、おきぎん証券の指定する口座宛は一律無料とします。

第6条 利用者登録

1. 本サービスは、当行に普通預金口座を開設し、キャッシュカードの発行を受けており、かつ有効な携帯電話番号を当行に届け出ている個人が利用できます。
2. 利用希望者は、本アプリに別途定める方法に従い、本サービスの利用に際して必要な登録方法を確認し、本規定に同意した上、利用者登録を行うものとします。当行は、当該利用者登録の審査を経て、これを承認した時点で、当行から当該利用希望者に対して、本サービスに関する利用資格を付与するものとし、その時点をもって当該利用希望者と当行との間におきぎん Smart 利用契約が成立するものとします。
3. 当行は、利用者登録の審査により、利用希望者が下記の事項の何れか一つにでも該当することが判明した場合、当該利用者登録を承認しないことができるものとします。但し、下記事項に該当しない場合においても、当行は利用者登録に対する承認を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 利用者登録に際して、故意過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用・虚偽記載・誤記等、事実と異なる記載がある場合又は記入漏れがある場合
 - (2) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、おきぎん Smart 利用契約成立後において第 17 条に基づく利用者登録抹消等のサービス利用停止措置を受けた又は受けている場合
 - (3) 当該利用希望者が、過去に本サービスを利用し中傷行為を行った場合若しくはおきぎん Smart 利用契約に違反した場合、又はこのような者であると合理的に疑われる場合
 - (4) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人の何れかであり、法定代理人、後見人、補佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (5) 当該利用希望者が第 23 条（反社会的勢力等の排除）に定義する暴力団員等若しくは同条第 1 項各号の者または自ら又は第三者を利用して第 2 項各号の一にでも該当する行為を行う者であると判明した場合
 - (6) その他、当行がサービスの提供を不適切又は不可能と判断した場合

第7条 普通預金口座開設

1. 本アプリにおける口座開設の対象者は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。
 - (1) 沖縄県内に在住している日本国籍の方
 - (2) 満 18 歳以上で運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方
 - (3) 当行の口座をお持ちでない方
 - (4) 「外国政府等において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含む）またはその家族」に該当しない方
 - (5) 税務上の居住地区が日本のみであり、居住地国情報に変更が生じた場合は、3 ヶ月以内に再提出することについて同意する方
 - (6) 当行の普通預金規定、通帳不発行普通預金特約、個人情報の取扱い等に関する所定の項目に同意する方

2. 利用者は口座開設の指図（操作）を行うにあたり、前項を含む所定の項目への同意及び所定の項目の入力等を行い、当行はこの同意及び入力情報等に基づいて手続きを行うものとします。なお、前項各号のいずれにも該当する方であっても、当行の所定の条件に合致しない場合、当行は口座開設を謝絶できるものとします。
3. 当行は口座開設にあたって利用者の本人確認を行います。本人確認では、運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）と利用者の撮影により、利用者が入力した情報と券面事項の整合性、運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）保有者（撮影者）と利用者との一致等を確認します。本人確認は、動画により、利用者が入力した情報と運転免許証の情報（両面に記載されている情報及び運転免許証の厚み等）との整合性や当該運転免許証と利用者との一致を確認することにより行います。
4. 本アプリで開設する口座は口座印の届出を省略します。口座振替等の届出印の押印が必要となる手続きについては、取引店舗窓口で届出印登録の手続きが必要となります。

第8条 利用者登録情報の変更

1. 本アプリにおいて、当行に登録されている利用者登録情報の変更を申し込むことができる対象者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項のいずれにも該当する方とします。
 - (1) 自宅住所の変更の場合
 - ① 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）を本人確認資料として提示（本アプリ上で撮影）できる方
 - ② 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）に記載されている氏名、生年月日が当行に登録されている情報と一致する方
 - ③ 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）に変更後の住所が記載されている方
 - ④ 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）に記載されている変更後の住所にお住まいの方
 - ⑤ 日本国内在住の方
 - ⑥ 変更前の住所が日本国外、米軍基地ではない方
 - ⑦ 以下の取引がない方
投資信託、国債、非課税口座、フラット 35 または日本政策金融公庫等による住宅ローン
 - (2) 携帯電話番号の変更の場合
 - ① 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）を本人確認資料として提示（本アプリ上で撮影）できる方
 - ② 運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）の氏名、生年月日、住所が当行に登録されている情報と一致する方
2. 利用者は利用者登録情報変更の指図（操作）を行うにあたり、前項を含む所定の項目への同意及び所定の項目の入力等を行い、当行はこの同意及び入力情報等に基づいて手続きを行うものとします。なお、前項各号のいずれにも該当する方であっても、当行の所定の条件に合致しない場合、当行は利用者登録情報の変更を謝絶できるものとします。

3. 当行は利用者登録情報の変更にあたって利用者の本人確認を行います。本人確認では、運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）と利用者の撮影により、利用者が入力した情報と券面事項の整合性、運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）保有者（撮影者）と利用者との一致等を確認します。なお、携帯電話番号の変更にあたっては、運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）の IC チップ内の情報を読み取る方法を選択できるものとし、その場合、当行は利用者が入力した情報と IC チップ内の情報の整合性を確認します。

第9条 カードローン借入及び返済

（「おきぎん Smart ローン」については、第 16 条「おきぎん Smart ローン」お取引に関する事項にて定めます）

1. 対象のカードローン

利用者名義で契約されている以下のカードローンが対象です。

- ・ カトレアカードローン
- ・ カトレアカードローンセレクト
- ・ カトレアカードローンセレクトプラス

2. 単位

借入は 1,000 円単位、返済は 1 円単位とします。

3. 限度額

借入の限度額は 1 日 200 万円（ただし、カードローンの契約額が 200 万円未満の場合は契約額）とし、返済の限度額はカードローンの契約額とします。

4. 借入及び返済の方法

普通預金口座との資金の振替とし、当該普通預金口座はカードローンと同一店舗且つ本アプリに登録済みである必要があります。なお、普通預金口座が貸越状態の場合は返済不可とします。また、全額返済を行った場合でも、借入状況に応じて約定返済日に利息の引落しが発生することがあります。

第10条 住宅ローン一部繰上返済

1. 単位

返済可能金額は 10 万円から 999 万円とし、1 万円単位とします。

2. 返済方法

以下のいずれかとします。

(1) 期間短縮型

毎月の返済額を変えずに最終返済期日を短縮する方法。

当行は利用者の返済希望額に基づき最大 2 つの返済シミュレーションを提示し、利用者が選択することにより一部繰上返済の予約を行います。予約可能日は、操作日の次々回の毎月返済日とします。

(2) 返済額軽減型

最終返済期日を変えずに毎月の返済額を減額する方法。

- ※ 当行は利用者の返済希望額に基づき返済シミュレーションを提示し、利用者が選択することにより一部繰上返済の予約を行います。予約可能日は、操作日より6営業日以降から次々回の毎月返済日の前日までとします。上記のいずれの一部繰上返済の予約も「お財布」の「住宅ローン」に表示される「繰上返済」欄から行えるものとし、予約内容の確認も同様とします。
- ※ 元金均等毎月払いを選択している場合、元金の据置きを行っている場合、延滞中の場合は対象外とします。
- ※ 「繰上返済」欄が表示されない場合は、一部繰上返済の対象外とします。
- ※ 利用者は一部繰上返済の指図（操作）を行うにあたり、所定の項目に同意し、当行はこの同意を前提に手続きを行うものとします。

3. キャンセル

予約日の前日までのキャンセルを可能とし、予約日当日のキャンセルは不可とします。

第11条 募金

1. 募金方法

1 回募金または毎月定額募金とします。

(1) 1 回募金

1 回毎に募金を行う方法。

回数の制限はなく、1 回及び1 日の上限金額は3 万円とします。

(2) 毎月定額募金

選択した募金受入団体へ毎月定額を募金する方法。

毎月募金を行う設定上限額は3 万円とし、金額の変更は本アプリ内で行うものとします。毎月定額募金は、利用者がアプリ内で停止の操作を行うまで、または受付団体が受付を終了するまで継続し、利用者の口座から資金を引き落とす日付は、5 日、10 日、15 日、20 日、25 日のいずれかとします。

毎月定額募金を設定した場合、追加の1 回募金も可能とします。

2. 募金受入団体への連絡

本アプリ内での募金に関して、利用者が募金受入団体へ資料の請求や連絡を希望する場合は、本アプリ内の「団体へメールを送信」からメールを送信することができるものとします。

3. 募金受入団体

- (1) 本アプリ内の募金受入団体について、当行が特定の募金受入団体を推奨するものではありません。

- (2) 本アプリ内の募金受入団体に関する記載内容については、各募金受入団体が責任を負っており、当行は、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当該記載内容に基づいて被ったいかなる損害についても、当行は一切の責任を負いません。

第12条 JCB デビットカード申込み

1. 本アプリにおける JCB デビットカードの申込み対象者（以下、申込者といいます）は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。
 - (1) 本アプリに普通預金口座を登録済み（美ら島支店を除く）で 15 歳以上（中学生を除く）の方
 - (2) JCB デビットカードに登録する普通預金口座（美ら島支店を除く）において、キャッシュカードを発行済みの方
 - (3) 当行が発行した JCB ブランドのデビットカードを保有していない方
 - (4) 店頭窓口等で JCB デビットカードの申込みをされていない方
 - (5) 申込画面で表示されるおきぎん JCB 会員規約等に同意する方

※ 登録する普通預金口座にキャッシュカード・通帳紛失等のお取引を制限する情報の登録がある時など取扱いができない場合があります。

※ 美ら島支店の普通預金口座はデビットカードへの登録対象外です。
2. 本アプリにおいて申込み可能なカードは以下のとおりとします。
 - ・ おきぎん JCB デビットカード（単体型）
3. 申込みの取下げ、申込み内容の変更を依頼する場合は、申込者よりおきぎんデビットカードセンターへ連絡するものとします。
4. 申込者は、当行における審査の結果、カードの発行ができない場合があることやその理由等の開示を受けることができないことに同意の上、申込みを行うものとします。

第13条 JCB クレジットカード申込み

1. 本アプリにおける JCB クレジットカードの申込み対象者（以下、申込者といいます）は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。
 - (1) 本アプリに普通預金口座を登録済み（美ら島支店を除く）で 18 歳以上であり、ご本人または配偶者に安定継続収入のある方。または高校生を除く 18 歳以上で学生の方。

※在籍の学校により、申し込みできない場合があります。
 - (2) JCB クレジットカードに登録する普通預金口座（美ら島支店を除く）において、キャッシュカードを発行済みの方
 - (3) キャッシュカード機能付きクレジットカードまたはキャッシュカード一体型の JCB デビットカードを保有していない方

- (4) 店頭窓口等でキャッシュカード機能付き JCB クレジットカードの申込みをされていない方
- (5) 申込画面で表示されるおきぎん JCB 会員規約等に同意する方

※ 登録する普通預金口座にキャッシュカード・通帳紛失等のお取引を制限する情報の登録がある時など取扱いができない場合があります。

※ 美ら島支店の普通預金口座はクレジットカードへの登録対象外です。

2. 本アプリにおいて申込み可能なカードは以下のとおりとします。
 - ・ おきぎん JCB クレジットカード「PiPuCa」
3. 申込みの取下げ、申込み内容の変更を依頼する場合は、申込者より株式会社おきぎんジェーシービーへ連絡するものとします。
4. 申込者は、当行における審査の結果、カードの発行ができない場合があることやその理由等の開示を受けることができないことに同意の上、申込みを行うものとします。

第14条 「おきぎん Web 投信」サービス各種お取引に関する事項

当行が別途定める「おきぎん Web 投信」サービス利用規定および「投資信託・公社債取引約款・規定集」に準じます。

「おきぎん Web 投信」サービス利用規定

https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00056366/webtoushin_service.pdf

投資信託・公社債取引約款・規定集

https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00040006/toushin_koukyousaiyakkan.pdf

第15条 PayB アプリの利用に関する事項

1. PayB アプリは、ビリングシステム株式会社が提供するスマホ決済アプリとなるため、ビリングシステム株式会社が別途定める「PayB 利用規約」に準じます。

PayB 利用規約

<https://payb.jp/terms/>

2. PayB アプリのエラー・ご利用方法等に関するお問い合わせは、ビリングシステム株式会社が定めるお問合せ先とします。

お問合せ先：ビリングシステム株式会社 PayB ユーザーサポート

TEL：03-6457-9459（年中無休）

第16条 「おきぎん Smart ローン」お取引に関する事項

当行が別途定める「おきぎん Smart ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」「ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」に準じます。

※「おきぎん Smart ローン」の申込及び契約中は、第 20 条で定める退会をすることができないものとします。

おきぎん Smart ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款

https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00058001/smart_loan.pdf

ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款

https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00046190/kojinloan_touza.pdf

第17条 財形預金のお取引に関する事項

1. 一部払出を行う場合、実際の払出額が請求金額より多くなる場合があります。
2. 財形預金口座に証書紛失・印章紛失等お取引を制限する情報の登録がある場合、または入金口座にお取引を制限する情報の登録がある場合、取扱いができないことがあります。
3. 払出を行う際、利用者の携帯電話番号へ送信するワンタイムパスワード（認証コード）の確認により認証を行います。
4. 払出時に発生した利息はこの預金とともに支払われ、払出後は本アプリ内の払出取引内にある払出内容（利息計算書）にて確認できるものとします。また、払出取引および払出内容（利息計算書）は、本アプリによる払出取引のみ確認を行うことができ、店舗窓口による払出取引は表示されません。※店舗窓口による取引があった場合、残高へ反映されます。
5. 本アプリ上で払出された明細は「おきぎん一般財形預金契約の証（以下「契約の証」という）」へ印字されない為、本アプリに表示されている残高と「契約の証」に印字されたお預り残高は異なる場合があります。
6. 全額払出を行った場合であっても、店舗窓口にて口座抹消の手続きを行わない限り口座解約となりません。
7. 財形預金の預入口座店舗を変更した場合、本アプリ内で変更前の払出取引および払出内容（利息計算書）の確認ができなくなります。
8. その他本条に定めのない事項は、当行が別途定める「財産形成期日指定定期預金規定」に準じます。

財産形成期日指定定期預金規定

https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00031219/8zaisankeiseiki_jitusitei.pdf

第18条 利用者の義務及び責任

1. 利用者は、本サービスを利用するための通信機器やソフトウェア、電話の利用契約の締結、携帯端末の利用契約の締結、インターネットサービスプロバイダへの加入等を自己の費用及び責任において準備し、実施するものとします。また、利用者が本サービスを受けるにあたって使用する携帯端末その他の機器が正常に稼働する環境の確保は利用者の責任とします。当行は、利用者が本サービスを受けるにあたって使用する携帯端末その他の機器が正常に稼働することについていかなる保証もせず、また一切の責任も負いません。当行は、本アプリがすべての携帯端末に対応することを保証するものではありません。
2. 利用者は、携帯端末、利用者登録情報、QRID、暗証番号等を自らの責任において厳重に管理しなければなりません。当行は、携帯端末、利用者登録情報、QRID、暗証番号等が他の第三者に使用

されたことによって当該利用者が被る損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当行は、各利用者に係る利用者登録情報、QRID、暗証番号等に基づきなされた本サービスの利用は、当該利用者によりなされたものとみなします。

3. 本アプリ上の残高及び明細等の自動取得及び一覧表示、利用者が閲覧する情報の配信、送金等の指図（操作）等に関するパスコード等の自動入力、利用者自身の責任において使用するものとし、利用者はこれに関する一切の責任を負うものとし、
4. 利用者は、本サービスを利用して自らが行った一切の行為とその結果について、全ての責任を負うものとし、利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により当行が直接的又は間接的に何らかの損害又は費用（弁護士費用を含みます）を被った場合、当行の請求に従って直ちにこれを賠償するものとし、利用者は、送金及び募金について、その原因と反対債務の不履行または不完全、相手方との不法行為または違法行為、その他問題が生じた場合は、当事者間で解決するものとし、
5. 利用者は、本サービスの利用に関して第三者から問い合わせ若しくはクレームを受けた場合又は第三者に対して損害を与えた場合（利用者が本規定に違反したことにより、当行又は第三者が損害を被った場合を含みます）には、自己の責任と費用をもって処理及び解決するものとし、当行は一切の責任を負いません。
6. 利用者は、利用者登録情報に変更があった場合には、所定の方法により、速やかに当該利用者登録情報の変更を行わなければなりません。利用者は、かかる変更を怠ったことにより当行からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることに同意するものとし、当行は、利用者が当該変更を怠ったことにより利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、

第19条 暗証番号等の盗取による送金等

1. 暗証番号等の盗取により行われた不正な送金等（以下「当該送金等」といいます）については、次の号のすべてに該当する場合、前述の規定にかかわらず、利用者から当行に対して当該送金等にかかる損害（取引金額、手数料及び利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。ただし、営業性個人（個人事業主）の場合、商用で使用している場合は対象外となります。
 - (1) 暗証番号等の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、暗証番号等が盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示し、警察への被害事実等の事情説明に協力していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該送金等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情を継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた損害の額を限度として補てんするものとし、ただし、当該送金等が行われたことについて、当行が善意無過失であること及び利用者に過失または重過失があることを当行が

証明した場合には、当行は補てん対象額の一部または全部を補てんしない場合があります。

3. 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、暗証番号等が盗取された日（暗証番号等が盗取された日が明らかでないときは、暗証番号等の盗取により行われた不正な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - (1) 当該送金等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① 当該送金等が利用者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失、または法令違反により行われた場合
 - ② 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - ③ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 暗証番号等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われた場合
5. 利用者が、当該送金等を行った者から損害賠償または不当利益返還を受けた場合は、その受けた限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
6. 当行が第2項の規定により補てんを行った場合は、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該送金等を行った者その他第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。

第20条 個人情報その他の利用者に関する情報の取扱い及び共同利用について

当行は、利用者の個人情報その他の利用者に関する情報を、当行が別途定める個人情報保護宣言の内容（<https://www.okinawa-bank.co.jp/policy/privacy/>）に従って適切に取り扱います。

また、個人情報保護法第23条第4項に基づく個人データの共同利用を行ないます。

共同利用について（<https://www.okinawa-bank.co.jp/policy/privacy/index5.html>）

第21条 利用者によるおきぎん Smart の退会

1. 利用者は、本アプリの所定の方法によりおきぎん Smart 利用契約を解約（以下、これを退会といいます）することができます。
2. 前項の退会は即時に効力を生じ、当該退会と同時に当該利用者は本サービスを利用することができなくなるとともに、当行は、当行の裁量により、当該利用者の全ての利用者開示情報を公開停止若しくは削除し、又は当該利用者の登録を削除することができるものとします。
3. 利用者は、当行が本条第1項の退会後も当該利用者の利用者開示情報を保有・利用することを了承するとともに、当該退会後も当行及びその他の第三者に対するおきぎん Smart 利用契約上の一

切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません）を免れるものではないものとします。

4. 当行は、本条第1項の退会により利用者、当行及びその他の第三者に生じた損害につき、一切責任を負いません。
5. 利用者が、本条第1項の退会后、再度利用者登録を希望する際は、再度本規定に定める利用者登録の手続を行う必要があります。利用者は再度の登録手続後、退会前のデータが引き継がれないことを了承するものとします。

第22条 禁止事項

利用者は、本サービスの利用に際して、次の各号の事由の何れかに該当する又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。

1. 法令に違反し又は当行若しくは第三者の権利を侵害する行為。以下の行為を含むがこれに限られません。
 - (1) 風説（合理的な根拠のない情報等）の流布、公表前の内容（インサイダー情報）の投稿等、金融商品取引法その他関連法令に違反する行為。
 - (2) 公職選挙法に違反・抵触する行為（選挙の事前運動、選挙運動等）。
 - (3) 他の利用者の個人情報を収集・蓄積する行為。
 - (4) 法人・個人に対する誹謗中傷又は嫌がらせ行為。
 - (5) 他の事業者に対する業務妨害行為。
 - (6) 法人・個人に対する挑発・脅迫行為（自己又は関係者が反社会的勢力等である旨を伝える行為を含みます）。
 - (7) 個人の肖像権、人格権、名誉権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為。
2. 当行又は第三者の知的財産権（特許権、著作権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれに限られません。以下同じ。）を侵害する行為。以下の行為を含むがこれに限られません。
 - (1) 本アプリに関するプログラム（オブジェクトコード、ソースコードであるかを問いません。以下同じ。）の全部又は一部を複製、修正、変更、改変若しくは翻案し、又はこれを第三者に開示する行為、本アプリに関するプログラムをリバースエンジニアリングする行為。
 - (2) 当行の許諾を得ずに情報の翻訳、編集若しくは改変等を行い、又は第三者に使用させ若しくは公開する行為、著作権法に定める私的使用の範囲を超えてコンテンツを複製する行為。
 - (3) 本アプリ上の未登録商標の出願、本サービスに関わる発明その他の知的財産に関し特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願、又は著作権に関する登録を申請する行為。
 - (4) 本アプリに当行又は第三者の著作物（雑誌、フリーペーパー、新聞、書籍、歌詞、他サイトの記事等）を掲載する行為。
 - (5) 第三者に対し、本アプリの使用を再許諾する行為。

3. 利用者登録情報を不正利用する行為。以下の行為を含むがこれに限られません。
 - (1) 利用者登録情報及びパスコード等を貸与、譲渡、名義変更、売買又は質入する行為、又は方法の如何を問わず第三者に利用させる行為。
 - (2) 本アプリに他人の個人情報を登録する等、本アプリの利用にあたり虚偽の申告又は届出等を行う行為等、他人へのなりすまし行為。なお、利用者は自己の利用者登録情報が他者によって不正利用されていることを知った場合、直ちに当行にその旨を連絡してください。
4. 本アプリ又は本サービスの正常・円滑な提供・運営を妨害又は阻害する行為。以下の行為を含むがこれに限られません。
 - (1) 本アプリにおいて、システムのアクセス行為等により PV（ページビュー）を増やす行為。
 - (2) 本アプリの提供・運営に用いられるネットワーク・システムを妨害する行為。
 - (3) 不正アクセスや正式には公開されていない操作方法、又はおきぎん Smart 利用契約において定められた方法以外の方法によって本アプリのサービスを利用する行為（他人の利用者登録情報及びパスワードの利用等）。
 - (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為。
5. 以下の行為又はこれらに類する行為。
 - (1) 宣伝・広告活動等の営利目的の行為。
 - (2) 求人・求職情報等の掲載。
 - (3) 物品販売・交換又はその申出。
 - (4) 値引き、紹介、紹介の依頼又は寄付金を集う行為。
 - (5) アフィリエイトの外部リンクを掲載し又はメッセージを送信する行為。
 - (6) 行方不明者、動物又は物品等の搜索その他の調査活動。
 - (7) 宗教・政治・思想等の活動又はそれらを行う団体への勧誘。
 - (8) 異性との出会いや交際を目的とする行為への誘導。
 - (9) 署名集め、ねずみ講、マルチ商法又は連鎖販売取引等の勧誘。
6. 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は他人に著しく不快感を与える行為。以下の行為を含むがこれに限られません。
 - (1) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、グロテスクな内容、風俗・ギャンブル等に関する内容等を含む投稿、これらに関するコミュニティの作成又はこれらに関するサイトへの外部リンクを張る等の行為。
 - (2) 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等に関する差別につながる表現を含む投稿。
 - (3) 犯罪予告、自殺志願又は自殺予告等を含む投稿。
 - (4) 犯罪、自殺・自傷、薬物乱用又は法令違反等を誘発、援助又は助長する内容を含む投稿。

- (5) 利用者から利用者への警告行為。
 - (6) 第 23 条（反社会的勢力等の排除）に定義する暴力団員等若しくは同条第 1 項各号の者または自ら又は第三者を利用して第 2 項各号の一にでも該当する行為を行う者への利益供与その他の協力行為。
 - (7) 前号までに該当する行為を誘発、援助又は助長する行為。
 - (8) その他、上記に類する行為。
7. 当行は、本サービス利用において禁止される行為を、おきぎん Smart 利用契約上、追加で規定する場合があります。かかる場合、当行は、本アプリ上に追加の禁止事項を掲示します。利用者は適宜本アプリを確認の上、追加の禁止事項も遵守しなければなりません。

第23条 反社会的勢力等の排除

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第24条 本サービスの提供停止及び利用者登録の抹消等

1. 当行は、利用者が次の各号の事由の何れかに該当する場合、当行の裁量により、当該利用者に対する本サービスの提供を停止し、利用者登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 本規定上の義務（第 15 条に定める禁止事項を含みます。）に違反した場合
 - (2) 当行が指定する不正使用が判明した場合。
 - (3) 未成年者が法定代理人の許諾なく、本サービスを利用した場合。
 - (4) 被後見人・被保佐人・被補助人が、後見人・保佐人・補助人等の許諾なく、本サービスを利用した場合。
 - (5) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (6) その他前各号に類する事由があると当行が判断した場合。
2. 当行が前項に基づいて利用を停止し、利用者登録を抹消した場合であって、利用者が次の各号の事由の何れかに該当する場合には、当行は、当行所定の方法により当該利用者に対し通知することをもって、当該利用者のおきぎん Smart 利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 当該利用者が当行から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なお、その事由を当該期間内に解消しない場合。
 - (2) 当該利用者が利用者登録の抹消から 1 年以内に当行の当該利用者登録の抹消に関する判断について重大な誤りがないことを立証しない場合。
3. 前項にかかわらず、利用者が本条第 1 項各号の事由の何れかに該当し、かつ、当行の業務遂行に支障を来すと判断した場合には、当行は、事前の通知なしに直ちにおきぎん Smart 利用契約を解除することができるものとします。
4. 本条第 2 項及び第 3 項に基づき利用者とのおきぎん Smart 利用契約を解除した場合、当行は、当行の裁量により、当該利用者の登録を削除することができるものとします。
5. 利用者は、本条に基づく本サービスの提供の停止又はおきぎん Smart 利用契約解除後も当行及びその他の第三者に対する一切の義務（損害賠償義務を含みますが、これに限りません）を免れるものではありません。
6. 利用者は、複数の利用者登録を行ってはならず、同一利用者が複数の利用者登録を行っている場合、当行は直ちに利用を停止することができるものとします。
7. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、利用者に、当行が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとします。
8. 当行は、本条に基づく本サービスの提供の停止又はおきぎん Smart 利用契約の解除及びそれに伴う行為により利用者及びその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第25条 連絡・通知

1. 本サービスに関する利用者から当行に対する連絡又は通知は、当行が別途指定する方法により行っていただきます。

2. 本規定の変更に関する通知その他の本サービスに関する当行から利用者に対する連絡又は通知は、本アプリ内の適宜の場所への掲示等、当行が適当と判断する方法で行うものとします。当行は、利用者のメールアドレス及び携帯端末等に、本サービスに関する広告・宣伝等のメールを配信することがあります。

第26条 本サービスの停止、中断又は廃止等

1. 当行は、当行の裁量により、当行が適当と判断する方法で利用者にその旨を通知することにより、本サービスの全部又は一部を停止、中断又は廃止することができます。また、当行は、次の各号の事由の何れかが生じた場合には、当行の裁量により、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに関するハード・ソフト・通信機器設備等のシステムに関する点検、メンテナンス、修理その他の保守作業を緊急に行う必要がある場合等、当行が本サービスの運営・保守管理を行う上で、必要である場合。
 - (2) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電その他の自然災害等の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合。
 - (4) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合。
 - (5) 戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難となった場合。
 - (6) その他前各号に類する事由があると当行が判断した場合。
2. 当行は、本条に定める本サービスの変更、追加、廃止、停止又は中断等により生じた損害について、損害賠償又は原状回復その他一切の責任を負いません。

第27条 情報の取扱いについて

1. 当行は、法令又は本規定の遵守状況等を確認する必要がある場合、情報の内容を確認することができます。ただし、当行はかかる確認を行う義務を負うものではありません。
2. 当行は、利用者が法令若しくは本規定に違反し又は違反するおそれがあると当行が認めた場合、その他業務上の必要性がある場合には、あらかじめ利用者に通知することなく、当行の管理するサーバからコンテンツを削除する等の方法により、コンテンツを利用できないようにすることができます。

第28条 著作権、商標権その他の知的財産権

1. 本サービスにおいて、当行が利用者に提供する情報に関する著作権その他一切の知的財産権は当行又は当行に権利の使用を許諾した先に帰属します。利用者がその知的財産権を侵害し又はこれに起因して訴訟その他の紛争を生じた場合、利用者は、自己の費用と責任において問題を解決するものとし、当行に迷惑や損害を与えてはなりません。

2. 本アプリ上には商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当行は、本規定により利用者その他の第三者に対し何ら当該商標等に係る権利を譲渡し、又は当該商標等の使用を許諾するものではありません。

第29条 免責事項

前条までに規定する場合の他、本条に定める場合、当行は免責されるものとします。

1. 本サービスが利用者に提供する情報等に関する免責事項

- (1) 当行は、利用者が本サービスの利用により取得する口座情報その他の情報の正確性、完全性、確実性、信頼性、有用性等についていかなる保証もせず、また一切の責任を負いません。
- (2) 本アプリの情報には将来的な業績や出来事に関する予想が含まれている可能性があります。それらの記述は予想であり、当行はその内容の正確性、完全性、確実性、信頼性、有用性等についていかなる保証もせず、また一切の責任を負いません。また、当行は、本アプリ上のいかなる情報をも、更新又は訂正する義務を負いません。
- (3) 当行は、利用者が本サービスを利用することにより取得した情報に関する問い合わせについては、対応する義務はないものとし、かかる情報の内容の正確性、完全性、確実性、信頼性、有用性等についていかなる保証もせず、また一切の責任を負いません。
- (4) 当行は、本アプリに掲載された店舗・施設等の所在地にかかる地図情報の正確性、完全性、確実性、信頼性、有用性等についていかなる保証せず、一切の責任を負いません。なお、当該地図情報は Google Inc. より提供され、Google Inc. にて定める Term of Use 及びプライバシーポリシーが適用されます。

2. 本サービスの利用環境等に関する免責事項

- (1) 当行は、当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、携帯端末その他の機器、通信回線又はコンピュータ等の障害により本サービスの提供に遅延・不能が生じた場合でも、それによって生じた損害について一切の責任を負いません。
- (2) 当行は、当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたこと等により利用者の個人情報その他の利用者から提供を受けた情報が流出した場合でも、それによって生じた損害について一切の責任を負いません。
- (3) 当行は、本サービスにおけるいかなるデータ、情報がウイルスその他の要因により消去・変更されないことについていかなる保証もせず、また一切の責任を負いません。利用者は、かかるデータ、情報を自己の責任において適宜保存するものとします。
- (4) 当行は、地震、落雷、火災、風水害、停電その他の自然災害等の不可抗力又は裁判所等の公的機関の措置により本サービスの提供が困難となった場合でも、それによって生じた損害について一切の責任を負いません。

3. 知的財産権等に関する免責事項

当行は、本サービスの提供、本アプリが第三者の有する知的財産権その他の権利（日本国内・国外を問いません。）を侵害していないことについていかなる保証もせず、また一切の責任を負いません。

4. 利用者間、又は利用者及び第三者間の紛争等に関する免責事項

(1) 当行は、原則として、利用者間の通信や活動に関与しません。万一利用者間で紛争や問題が生じた場合であっても、それは当該利用者間で解決するものとし、当行はその責任を負いません。

(2) 利用者以外の第三者と利用者との間で紛争が起こった場合には、紛争の当事者である利用者は自己の責任でこれを解決するものとし、当行はこれに一切関与しません。また、当該第三者が損害を被った場合には、当該利用者がこれを賠償するものとし、当行は一切の責任を負いません。

5. その他の免責事項

その他、利用者が当行の責めによらない事由又は利用者若しくは第三者の責めに帰すべき事由（利用者が本規定に違反する場合を含みますがこれに限られません。）により本サービスの提供を受けられなかった場合でも、当行は一切の責任を負いません。

第30条 損害賠償の免除及び制限

1. 当行は、本サービス利用により利用者又は第三者に生じた一切の損害につき、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その賠償義務を負いません。当行は、利用者その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）に対して、損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。
2. 当行の責めに帰すべき事由がある場合であっても、当行に故意又は重過失がない限り、利用者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当行又は利用者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます）、間接損害、付随的損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については一切の責任を負いません。

第31条 本規定の変更

1. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項によるこの本規約の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第32条 本規定の有効性

本規定の規定の一部が法令又は条例に基づいて無効又は執行不能と判断される場合であっても、本規定のその他の規定は有効及び執行可能とします。また、本規定の規定の一部がある利用者との関係で無効又は執行不能とされ、又は取り消された場合でも、本規定はその他の利用者との関係では有効及び執行可能とします。

第33条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、利用者としての地位及び当該地位に基づく権利義務を、当行があらかじめ同意した場合を除き、第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

第34条 準拠法及び管轄

本規定の準拠法は日本法とし、本規定、本アプリ及び本サービスに関する一切の紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

以上

＜施行＞

2019 年 5 月 14 日 初版施行

＜附則＞

改定履歴				
No.	日付	改廃区分	運用開始日	内容
1	2020. 08. 04	改定	2020. 08. 26	募金・一部繰上償還の詳細追加
2	2020. 08. 25	改定	2020. 10. 01	口座開設、ローン申込、行内送金機能拡大に関する文言追加
3	2020. 12. 24	改定	2021. 01. 18	90 日毎の認証、投資信託表示に関する文言追加
4	2021. 2. 22	改定	2021. 3. 15	住所変更・携帯電話番号の変更に関する文言追加
5	2021. 3. 22	改定	2021. 4. 5	他金融機関宛送金・振替上限額拡大に関する文言追加
6	2021. 7. 14	改定	2021. 7. 26	おきぎん証券への送金、個人データの共同利用に関する文言追加
7	2021. 8. 16	改定	2021. 8. 23	行内送金の上限額拡大
8	2021. 8. 30	改定	2021. 10. 1	送金手数料の一部改定
9	2021. 9. 15	改定	2021. 10. 1	「お借入」画面の表示項目追加
10	2022. 3. 1	改定	2022. 3. 7	キャッシュバック機能に関する文言追加、利用可能時間変更
11	2022. 3. 1	改定	2022. 3. 14	マイナンバーカード（個人番号カード）に関する文言追加
12	2022. 7. 6	改定	2022. 7. 25	送金上限額拡大、送金履歴表示に関する文言追加
13	2022. 8. 30	改定	2022. 9. 12	カードローン借入/返済機能の追加、資金移動の文言変更
14	2023. 2. 3	改定	2023. 2. 20	JCB デビットカード申込機能の追加
15	2023. 11. 29	改定	2023. 12. 04	「おきぎん Web 投信」サービスに関する文言追加
16	2024. 3. 11	改定	2024. 3. 18	PayB アプリの利用に関する事項の追加
17	2024. 3. 19	改定	2024. 3. 26	JCB クレジットカード「PiPuCa」申込機能の追加
18	2024. 5. 2	改訂	2024. 5. 11	おきぎん Smart のサービスと「おきぎん Web 投信」サービスの時間変更
19	2024. 8. 9	改訂	2024. 8. 19	送金・振替上限額拡大、送金限度額設定機能追加に関する変更・文言追加
20	2024. 8. 16	改訂	2024. 9. 12	「おきぎん Smart ローン」サービスに関する文言追加
21	2025. 1. 24	改訂	2025. 2. 21	カトレアカードセレクトプラスに関する文言追加
22	2025. 3. 12	改訂	2025. 3. 26	財形預金一部払出機能の追加